### 輸出に係る環境汚染防止措置 及び資力保証に関する審査について

平成29年10月 経済産業省·環境省

### 検討事項

- (1)輸出先での環境汚染防止措置の確認について
- (2) 資力の保証に係る確認について

### バーゼル法改正における対応

### 【現状·課題】

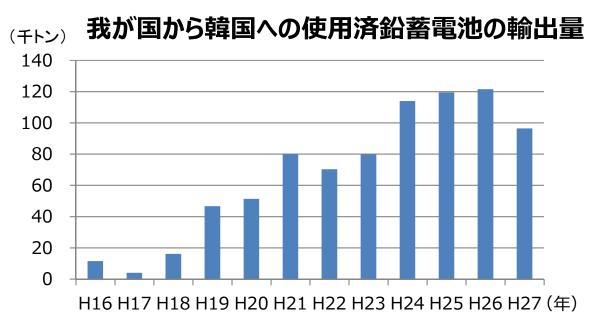
- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。(先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない)
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済 鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合 は、より的確な審査を行う必要性が高まっている。



輸出先での環境汚染を予防

### 【法改正事項】

• 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認事項を法的に明確化。(法第4条第3項) \* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とした。



### 環境大臣の確認事項(例)

- 処理施設の構造
- 環境関連規制の遵守状況
- 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- \*以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

#### 使用済鉛蓄電池



### バーゼル法の改正後の条文

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しまする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の目により、輸出の承認を受けるものとして経済産業省令で定める経済産業省令で定める経済産業省令で定める経済産業省令で定める経済産業省令で定めるを持定有害廃棄物等の側の環境の汚染に必要な措置が講書の写しを環境省令で定める特定有害廃棄物等の処分に伴いて前項の承認の申請があったときは、その申請書のとして経済産業省令で定める地域を仕向地とする。を対して経済産業での時間の規定により申請書の写しの送付があったとさは、その申請書に係る特定心で定める場所で定める場所で定める場所でで定める場所でで定める場所でで定める場所ででである。を対して経済産業大臣は、前項の規定により申請書に係る特定者令で定める場所である。を対して、第境では、前項の規定によりでは、前項の規定によりではない、第一項の輸出の承認を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認を受けた後でなければならない。

※傍線は、今回の改正部分

### 輸出先での環境汚染防止措置の確認

	OE	ECD加盟国向け		OECD非加盟国向け	
輸出	最終処分目的		引用等目的 公 苯雷泮以及	最終処分目的	再生利用等目的
		鉛蓄電池	鉛蓄電池以外		
環境大臣の確認 の有無	0	0	×	0	0

出の

承認

### バーゼル法における現行の環境大臣の確認について

### これまで環境大臣の確認は、法第3条及びそれに基づく告示に規定する基本的事項を基に実施してきた。

定確約三条 (以下「条約等」大臣及び環境大臣 これを変更したときめ、次に掲げる事項を約等」という。)の的党大臣は、条約及び条

に活分に特定に 9る基本的な事項 児に係る被害を防止って生ずるおそれ 上って生ずるおそれ するためのはいる。 施健運策康搬 の又及び 施生処

略

# ゼル 法第三条に基づく基本的事項 告示

する基本的な事項 環境に係る被害を防止す 分に伴って生ずるおそれ 男一 特定有害廃棄物等の するたれの動出 の施策の実施に関入の健康又は生活を開入、運搬及びは 関活処

知 次に定めるより 物等の輸出及び 物等の輸出及び を除く。) に基づ を除く。) に基づ を除く。) に基づ の保全上適正なものよく。) に基づき規制 特定有害廃棄物等 全づき規制 る廃棄物 ので輸入(記) のとは認められたの定めるところに、人は下「理事を行うことが以ばない。 が必要なもので表機構の回り は と規収

一運搬者及び 環境の保全上の の保全上の観点 の保全上の観点 が方法で運搬る が方法で運搬る が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 が方法で運搬者 2 e)に基づき締約国会議においての観点から求められる水準及び条おり、かつ、我が国において環境全上適正に運搬及び処分する能力及び処分者が特定有害廃棄物等を 及境 一回お及環能 でなて条境力

### 現行の輸出承認基準について

### 外為法に基づく輸出注意事項において、OECD非加盟国向け輸出においては下記の承認基準と提出書類を定めている。

承認基準		提出書類
廃棄物処理 法の取り扱い	廃棄物である場合は、環境大臣による輸出の確認を受けていること。	廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出の確認書
輸出の理由	次のいずれかに該当すること。 イ 我が国おいて処分が困難な場合。 ロ 輸出先国において再生利用産業の原材料として必要とされている場合。	申請の理由に関する次の書類 各 1 通 i 我が国において処分が困難と判断した根拠を示した書類 ii 輸出先国において再生利用産業の原材料として必要とされている宣言書
輸出先国の 状況	条約の非締約国への輸出でないこと。 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。	(輸出先国の国名によって判断) (輸出先国の国名によって判断) (相手国からの同意によって判断)
同意	輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得 ていること。	(相手国からの同意によって判断)
		申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類 1 通
	保険、供託金若しくはその他の保証が必要な場合に措置を講じていること。	保険、供託金若しくはその他の保証を講じたことを証明する書類 1通
保障·経理的 能力	(上記以外)特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する 経理的能力を有していること。	次の書類 各1通 i 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置 を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類 ii 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類
確認	環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確 認した旨の通知を受けていること。	本 排出に関する次の書類 1通 排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程 へ処分に関する次の書類 各 1 通 i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績 ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書 iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類 iv 特別な取扱いの指示 ト輸入国の処分に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各 1 通 i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況 ii 大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の環境保全対策 iii その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者が評価している根拠となる情報 チ適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各 1 通 i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類 ii 条約付属書 I 及び II の該当するY 番号、条約付属書 III の該当するH 番号、告示に おける該当箇所及び国際連合分類区分
その他	その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。	(必要に応じて) 5

### 廃棄物処理法における環境大臣の確認について

廃棄物処理法に基づく輸出の確認においても、バーゼル法の基本的事項告示と同様の内容を 確認している。

> て、環境大臣の確認を受けなければならな棄物の輸出が次の各号に該当するものであ、十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は ることに

# (略)

物 か確実であると認められること。物処理基準)を下回らない方法により処理され、特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理を発験のでは、特別管理をの輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処 れることと理基準

## 兀

# (略)

# 適合性の確認に 0 7

廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等

通知

3 処理されることが確実であると求められること輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法 い方法

## (1)適合性 一の確認

- ① 予定される収集運搬及び処分(再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方の製造に伴って生ずる残さの処分(再生及び再生品
- ② 予定される収集運搬及び処分(再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分の規制に関するの製造に伴って生ずる排ガス及び排水の処理を含む。)がの製造に伴って生ずる残さの処分並びにこれらにの製造に伴って生ずる残さの処分並びにこれらにの製造に伴って生ずる残さの処分並びにこれらにの製造に伴って生ずる残さの処分がびにこれらにの製造に伴って生ずる残さの処分がでにこれらにの製造に伴って生ずる残さの処分がでにこれらにの製造に伴って生ずる残さの処分がある。

### 環境大臣の審査基準の設定における基本的な考え方(案)

- ▶ 審査基準の明確化に際しては、運搬者及び処分者が相手国内の法令 を適正に遵守していることをまず大前提とする。
- ▶ 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の処分を環境の汚染を防止 する上で適正に完遂することができる経理的な基礎を有していることを確認 する。
- ▶ 現行の基本的事項告示において、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められることを審査の基本的な考え方とされているところであり、この考え方を踏襲する。
- ▶ なお、廃棄物処理法においても、輸出に係る廃棄物が我が国における廃棄物処理における処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められることという基準のもとに審査基準が定められており、輸出先国での不適正な処理を防ぐと言う観点では同様であり、これらと整合性をもった基準とすることが適当。

### 輸出先での環境汚染防止措置の確認基準(案)

#### 確認基準及び提出書類等のイメージ

確認基準	詳細な判断基準	提出書類		
運搬者及び処分者が輸出先国の環境  法令を適正に順守していること。	<ul><li>● 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行うに際して輸出先国で必要な許可等を受けていること。</li></ul>	る書類		
	<ul><li>● 運搬者及び処分者が輸出先国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。</li></ul>	<ul><li>◆ 左記に該当する法令違反を行っていないことを、運搬者及び処分者が宣誓した書類</li></ul>		
	<ul><li>● 過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。</li></ul>			
運搬者及び処分者が輸出される特定 有害廃棄物等の運搬、処分を環境の 汚染を防止する上で適正に実施するた めに必要な経理的基礎を有すること。	<ul><li>● 特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、特定有害廃棄物等の性状及び量に応じて環境の汚染を防止する上で適正に処分を行うために必要な経理的基礎を有していること。</li></ul>	● 運搬者及び処分者の資本金、売上高に関する書類		
特定有害廃棄物等の運搬及び処分が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らないこと。	<ul> <li>◆特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において必要な飛 散流出防止対策がなされていること。</li> <li>◆特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において、環境の 保全上問題となる程度に騒音、振動、悪臭を発生しないこと。</li> <li>●処分を行う施設の処理能力が、輸出される特定有害廃棄物等の量に 対して、十分な能力を有していること。</li> <li>●処分を行う施設が、輸出される特定有害廃棄物等の処分を行うに際 し、我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水 準に適合するために必要な構造等を有していること。</li> </ul>	<ul><li>特定有害廃棄物等の運搬及び処分に関して遵守すべき 輸出先国の法令の内容がわかる書類</li><li>処分を行う施設の種類、構造、設置場所、施設周辺の状況、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画 過去の実績がわかる書類</li></ul>		
バーゼル条約第4条2(e)に基づき締 約国会議において決定される環境の保 全上の基準を下回らないこと。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2 (e) に基づき締約国会議 において決定される環境の保全上の基準に適合すると認められること。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2 (e) に基づき 締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適 合すると確認するために必要な書類		
処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さ の処理が我が国において環境の保全上 の観点から求められる水準に適合するこ と。	<ul><li>● 排ガス、排水及び残さの処理が、我が国において求められる水準と同等 以上の水準で行われると認められること</li></ul>	遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類  ● 処分施設における排ガス、排水及び残さ中の有害物質濃度等のデータ  ● 環境上適正に排ガス、排水及び残さの処理を行う設備の構造、処理方法、処理能力がわかる資料		
その他輸出先国の環境の保全上の観  点から必要な措置がとられていること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられている と認められること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置が とられていることがわかる書類		

※上記内容の確認においては、必要に応じて相手国政府の確認を求めることとする

また、廃棄物処理法における審査と二重手続の解消をはかるため、廃棄物処理法に基づく確認を経ている場合には、上記書類の提出を不要とする(廃棄物処理法の輸出確認の 基準も必要な改正を検討する)。

### 検討事項

- (1)輸出先での環境汚染防止措置の確認について
- (2) 資力の保証に係る確認について

### バーゼル条約における再輸入等の義務

バーゼル条約は、事前に輸出先国から同意を得た条件に従って輸出が行われない場合や、不法取引 となる場合には、原則として輸出者が引き取ることを義務付けている。

このためバーゼル法において、上記の場合には経済産業大臣及び環境大臣が輸出者等に対して、特 定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置をとるべきことを命ずることができるようになってい る。

変 物に から三 物に 制出 る合には輸出者若し に日に取出又 に日に取出又 以当 国 際出 以当引者 規定に従 的国は の当内該 でが発 こ該又不な ないとと生者若 

保棄国がにの す物が通は行

る。高境を対し、一般では、一般である。一般である。一般である。一般である。一般である。一般である。

(b)

条約

て処分され

きは、取り

は

き

て反廃出に当と方有に対合のは関

引該が法害又しに条他係こ

でで廃はてお件の

しに害輸内がこな該内に場約又て

第 再輸入

きが廃

### 現行の資力の確認

特定有害廃棄物等の運搬及び処分が適正に行われない場合には、再輸入又は代替措置により適正に対処することは輸出者の責務であるため、輸出者の資力の保証という観点で、現行制度においては、輸出者の経理的な能力を有していることを外為法に基づく輸出承認の要件としている。

#### 外為法に基づく輸出承認基準及び提出書類

輸出承認基準	提出書類	
輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくは その他の保証を義務付けている場合には必要な措置を 講じていること。	輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保険を義務づけている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類 各1通	
輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を 義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄 物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的 能力を有していること。	申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの)各1通i 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類ii 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類	

課題 現行制度においては、上記のように輸出者の経理的な能力を有していることに関する書類の提出は求めているが、実際に問題が起きた際に必要となる資力(金額)の考え方等が示されていない。

### 資力の保証に関する確認方法 (案) ①

- ➤ E U においては、廃棄物運搬規則第6条に基づき、有害廃棄物の輸出に際し、当該有害廃棄物の運搬及び処分、90日分の保管に係る費用を補填する資力保証又はこれに相当する保険が要求される。
- ▶ 資力保証又はこれに相当する保険は、下記の場合に生じる費用の補填 を意図している。
  - ① 運搬又は処分を計画どおりに行うことが困難となった場合
  - ② 運搬又は処分が不法に行われた場合
- ➤ EUにおいて、具体的な金額算定方法は、各国がそれぞれ定めているが、 概ね運搬及び処分、保管に必要な費用の和に、安全係数を掛け合わせ る考え方が一般的である。
- ▶ 我が国においても、再輸入の義務等が生じた場合に、輸出者が貨物を 我が国に引き取ることができることを担保するため、上記の考え方を参考に、 必要な費用が輸出者において確保されていることを、銀行保証、保険又は その他の書類により確認することとしてはどうか。

### 資力の保証に関する確認方法 (案)②

我が国においても次の式で算出される費用が輸出者において確保されていることを確認することとしてはどうか。

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) *Q*F$$

FG: 資力保証の金額

C<sub>T</sub>:運搬単価(輸出先国から我が国への1 t 当たりの運搬費用)

C<sub>RD</sub>: 処分単価(我が国処分施設での1 t 当たりの処分費用)

C s:保管単価(輸出先港又は輸出先処分施設での1 t 当たりの90日分保管費用)

Q:輸出特定有害廃棄物等の量〔t〕

F:安全係数(=1.2)

- (※1)処分単価がマイナス(有価物)の場合は、0円として計算する。
- (※2)上記の運搬、処分及び保管に係る単価については、輸出者が見積書を示し、その算出根拠を示すことと する。

### 資力の保証に関する確認方法 (案)③

### 前述の考え方に基づき、下記のように輸出承認基準を見直してはどうか。

### 見直し後の輸出承認基準及び提出書類のイメージ

輸出承認基準	提出書類	
申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。	申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有することを証する次の書類各1通 i 資金調達方法、貸借対照表、損益計算書 ii 次の計算式で算出される費用に関する見積もり等を示す書類 【計算式】(略)  iii 上記 ii に示される費用を支払うことができることを証する銀行保証、保険又はその他の書類	
輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。	輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保険を義務づけている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類 各1通	